

全国悉皆調査にみる要保護児童対策地域協議会の運用課題（2）

— 支援困難感をもたらす要因に着目して —

○ 県立広島大学 松宮透高 (002749)

田中聡子 (県立広島大学・006587)

キーワード：要保護児童対策地域協議会 チームマネジメント メンタルヘルス

### 1. 研究目的

本研究の目的は、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協という）の機能強化に向けた運用上の課題を明らかにすることにある。とりわけ、スタッフの支援困難感をもたらす要因に着目し、要対協の機能強化における連携およびチームマネジメント機能拡充の必要性について提示する。

本研究ではこれまでに、(1) 全国 21 自治体の要対協調整機関への訪問ヒアリング調査、(2) A 県内の全自治体を対象とした要対協関係職員への集合調査、(3) 6 県で実施した各県内自治体の要対協関係職員対象の研修プログラム試行および参加者への集合調査、(4) 複数の関連調査結果から要対協への精神保健福祉士の参画ニーズの高さとその一方で参画の乏しさの分析、といった調査を実施、報告してきた（当学会 2015・2016 年度秋季大会、日本精神保健福祉士学会 2015 全国学術集会）。

子ども虐待は、親のメンタルヘルス問題、貧困や社会的孤立などの生活問題、子どもの障害などによる育てにくさ、そのほか多因子の複合によって発生するとされる。その予防や支援に際して単独機関での対応は困難であるため、関係機関の情報共有と連携促進のための協議機関として全国の市区町村に設置されたのが、要対協である。虐待発生リスクに即応した公私にわたる異領域の機関が協働するためには、適切な体制整備とチームマネジメント機能の発揮が不可欠と考えられるが、その実態と機能には多くの課題が指摘されている。本研究においても、専門職配置、その機能発揮のためのチームマネジメント、精神保健医療福祉との連携、といった課題を指摘してきたところであるが、自治体規模や地域特性などによって多様な要対協の全体的課題を統計的に把握するには至っていなかった。

### 2. 研究の視点および方法

以上のことから、本調査研究ではこれまでの調査知見に基づいて独自に設定した調査票を用い、全国すべて（東日本震災による庁舎移転自治体を除く）の市区町村 1,896 要対協調整機関（事務局）を対象とした悉皆調査に取り組んだ。

### 3. 倫理的配慮

本調査研究の実施に際しては、「個人情報保護に関する法律」および社団法人日本社会福祉学会が定める研究倫理指針に基づいて企画した。また、事前に県立広島大学研究倫理審査委員会による研究倫理審査を受審し、その承認を得た（第 6MH032 号）。

## 4. 研究結果

### (1) 回収率等

調査票の回収数は514（回収率27.1%）であった。全国の自治体の4分の1強（特別区の34.8%、政令市の区の8.0%、市の32.6%、町の26.2%、村の20.2%）ではあったが、すべての行政区分、すべての都道府県にわたる回収が得られた。

### (2) 活動状況

参画する機関数は11～20機関が60.5%、21～30機関が21.1%。代表者会議の開催は年に1回（73.8%）が多くを占め、実務者会議は3回（15.4%）4回（15.0%）を中心に12回以上（19.0%）まで多様。個別支援会議も0回から201回以上の幅がみられる。自治体規模や検討事例数の差異もあり単純比較はできないが、要対協を設置しつつもすべての会議の合計が0回という自治体が3.1%存在するなど、その格差は大きい。

### (3) スタッフの支援困難感

4段階評価の平均点でみると、支援介入への拒否（4.7）や親とのコンタクトの取りづらさ（4.7）、親の受診拒否（3.5）、子どもの受診を親が拒否（3.4）などの困難感が高い。親の虐待認識不足（3.6）や精神疾患のある親への対応（3.4）などもみられた。①親と問題を共有しづらいこと、②親の生活スキル（金銭管理・育児・家事）が不十分であること、といった親の主体化の困難性のほか、③支援機関相互の親支援に対する認識の共有しづらさなど、要対協スタッフにとって親へのアプローチには複合的な困難がみられた。

### (4) 要対協の運用課題

検討事例の31.0%の親に何らかのメンタルヘルス問題がみられる。91.0%の実務者会議に保健師の参加がみられる一方で、精神保健福祉士の配置は調整機関の8.2%、実務者会議の17.3%である。医師の参加がある要対協実務者会議は13.4%、そのうち精神科医は12.1%であった。メンタルヘルス問題と生活問題の複合という子ども虐待発生要因に対して、精神保健医療福祉の専門職の十分な参画を欠いたまま協議がされている実態がある。

## 5. 考察

設置は進展したものの、実質的に機能していない要対協も存在している。メンタルヘルス問題への対応機能を持つ専門職配置は検討事例に比して必ずしも十分なものとはいえず、そのことが支援者の困難感を増大させている可能性もうかがわれた。また、進行管理のマニュアル化、アセスメント様式の整備、研修体制など総体として適切な運用がされているとは言い難い状況もみられた。研修の義務化などもあり今後の改善が期待されるものの、引き続き研修内容・方法の検証、運用システムの明確化などを通し、支援者の困難感を軽減し積極的・主体的な支援実践に向けたマネジメント体制構築する必要がある。

全国の要対協調整機関の皆様には、ご多用の中、本調査にご協力を頂きましたこと、厚くお礼申し上げます。